

# 北学園 PTA 執行部役員等の免除規定並びに選出方法について

## 1. 執行部役員について

### ① 免除規定

会 長	1 年任期で、全子免除
副会長	1 年任期で、1 子免除
書 記	又は
会 計	2 年任期で、全子免除（未就学児含む）

※北学園開校前の、北方小・北方西小・北方中学校における会員の役歴、免除証明は全て学園に継承し、効力を有するものとする

### ② 選出方法

立候補を募り、執行部役員候補が出なかった場合は、免除対象者を除いた新 2 年生（現 1 年生）から新 9 年生（現 8 年生）の保護者が抽選対象となる

#### 《執行部選出の流れ》

1. 11 月頃に次年度執行部役員の立候補用紙を全会員（保護者）に配付し、立候補者を募る
2. 立候補がある場合は、現執行部役員より面談し役員決定を行う
3. 立候補がない役員に関しては、もう一度立候補を募るとともに現執行部にて声掛け（推薦活動）を行う
4. 11 月末までに決まらない場合は、免除対象者を除いた抽選対象者から選出（くじ引き）をし、役職を決定していく

※外国籍の保護者は免除対象となる

※選出の進行は執行部が行う

## 2. 子育て委員長について

### ① 免除規定

子育て委員長	1 年任期で、1 子免除 又は 2 年任期で、全子免除（未就学児含む）
--------	---

### ② 選出方法

執行部役員選出方法と同一とする

## 3. 校外安全委員長について

### ① 免除規定

校外安全委員長	1 年任期で、1 子免除 又は 2 年任期で、全子免除（未就学児含む）
---------	---

### ② 選出方法

執行部役員選出方法と同一とする

## 4. 学級長及び子育て委員について

- ① 各学級から1名ずつ選出する
- ② 立候補を優先する
- ③ 立候補が多数の場合、または立候補がない場合は抽選とする
- ④ 抽選は免除対象者を除いた抽選対象者から選出をし、上の学年から優先して決定していく  
※選出の進行は執行部が行う

## 5. 校外安全委員について

- ① 地区から委員を選出する
- ② 前年度の2月頃に各地区より次年度の2年生から8年生の保護者から選出する
- ③ 任期は1年とする
- ④ 地区により児童生徒数が違うため、再選することもある  
※一部地区では選出方法が違うことがある

## 6. 学級長及び専門委員会委員の免除・規定について

### 《学級長及び専門委員会委員の免除について》

- ① 令和5年4月以降生まれ（1歳未満）の乳幼児のいる方
- ② 妊産婦（令和6年4月現在）の方
- ③ 過去、北方町内の小中学校・学園にて執行部役員等を経験の方でPTA役員免除証明書をお持ちの方
- ④ 過去、北方町内の小中学校・学園にて学級長、もしくは専門委員会委員を経験の方  
（経験したお子さんのみ免除対象）

※役員経験の方であっても、活動の参加が少ない場合は免除とならない

- ⑤ 今年度、各自治会の子ども会会長になっている方

※会長以外の子ども会役員は免除の対象外になる

- ⑥ 特別な事情がある方

※①・②・⑥の場合、各種証明書を提出する必要がある

証明書または診断書を古封筒に入れて免除用紙と一緒に学園に提出する

※免除証明書提出〆切日までに提出されていない方は如何なる場合も免除対象外となる

※外国籍の保護者は免除することができる

### 《学級長及び専門委員会委員の規定について》

- ① 1年生から9年生までの9年間で、最低1子1役を経験する  
※校外安全委員は地区からの選出になり、地区により児童生徒数が違うため、校外安全委員含む他の委員（執行部・委員長・学級委員）を経験していても再選することもある
- ② 委員に選出された方のうち、諸事情により受諾不能な方は自分で代理を捜す
- ③ 兄弟姉妹で同時に学級長または専門委員会委員に選ばれた場合、上の学年で受ける  
（下の学年で立候補しても、上の学年を優先する）
- ④ 9年生で一切の役員を経験していない場合、最優先に役員となる